

## 第 2 期芦屋市教育振興基本計画の策定方針（案）

## 1 第 2 期計画策定の理由

近年，教育基本法等の改正を踏まえた教育制度の大きな変革が順次進められ，平成20年7月には，国において教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定されたところ です。

この教育振興基本計画については，地方公共団体にも策定の努力義務が課されており，芦屋市では，平成23年3月に「芦屋市教育振興基本計画」を策定し，教育に関する各種施策を推進してきましたが，平成27年度をもって計画期間が終了することから，新たに平成28年度からの5年間を計画期間とする「第2期芦屋市教育振興基本計画」を策定します。

## 2 教育振興基本計画の概要

芦屋市教育振興基本計画は，めざす人間像と培うべき力を掲げ，芦屋市が育てたい子ども像を，“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”として，芦屋の教育のめざす姿を掲げました。

そのめざす姿を実現するため，行政と学校園が取り組むべき次の6つの重点目標と，それぞれについての基本的認識や取組の方向性を決めました。

- 重点目標 1 「豊かな人間力」をはぐくむために，考える力や創造性を伸ばす教育を進めます
- 重点目標 2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます
- 重点目標 3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます
- 重点目標 4 自ら本を手に取り，本が好きな子どもを育てます
- 重点目標 5 学校園・家庭・地域が連携して，子どもたちの育成を支えます
- 重点目標 6 「いつでも，どこでも，だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します

## 3 国・県の計画

国は，第2期教育振興基本計画において，我が国を取り巻く危機的な状況として，「少子化・高齢化の進展」「グローバル化の進展」「雇用環境の変容」「地域社会，家族の変容」「格差の再生産・固定化」，「地球規模の課題への対応」など，東日本大震災などにより，一層課題が顕在化・加速化していると捉え，次の4つの基本的方向性を掲げ，成果目標とそれを実現するための具体的方策を示しています。

1. 社会を生き抜く力
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

一方，兵庫県では，第2期ひょうご教育創造プランにおいて第1期計画の成果と課題を踏まえながら，兵庫の教育を一層充実させるため，次の4つの基本方針に基づき，それぞれについての基本的認識や方向性についての考え方を示しています。

1. 自立して未来に挑戦する態度の育成
2. 「生きる力」を育む教育の推進
3. 子どもたちの学びを支える仕組みの確立
4. すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

#### 4 第2期計画の見直しの方向性

次のことから、第2期計画の基本的な枠組みについては、第1期計画を踏襲するものとします。

- 第1期計画で掲げた芦屋の教育のめざす姿は、芦屋市がめざすべき人間像と、こうした人間像をはぐくむための基盤となる子ども像であり、引き続き、目標として掲げていく必要があること
- 国、県いずれも、これまでの取り組みを強化する形で第2期計画の方向性を設定していること
- 国、県の第2期計画に掲げられている施策の方向性は、概ね本市の第1期計画においても方向性として掲げていること

基本理念	芦屋市の教育のめざす姿 ・めざす人間像と培うべき力 ・芦屋の教育のめざす子ども像
計画期間	平成28年度から平成32年度（5年間）
計画で記載する事項	第1章 計画の策定にあたって 第2章 芦屋市の教育をめぐる状況 ・芦屋市の教育における主な課題（新規設定） ・第1期計画の検証（新規設定） 第3章 芦屋市の教育の姿 ・めざす人間像と培うべき力 ・芦屋の教育のめざす子ども像 第4章 今後5年間に取り組むべき施策と目標 ・重点目標 ・重点目標の実現に向けた具体的な取り組み ・成果目標（新規設定） 第5章 計画の推進のために
重点目標 (現行計画)	重点目標1 「豊かな人間力」をはぐくむために、考える力や創造性を伸ばす教育を進めます 重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実に取り組みます 重点目標3 信頼され魅力ある学校園づくりに取り組みます 重点目標4 自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てます 重点目標5 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えます 重点目標6 「いつでも、どこでも、だれでも」参画できる生涯学習社会づくりを推進します  ※この重点目標については、今後、国及び県の計画等も参酌しながら、項目や文言について整理・統合を検討する予定です。

その他	国や兵庫県が策定する教育振興基本計画及び本市の各種計画（子ども・子育て支援事業計画，子ども・若者計画，スポーツ振興基本計画等）との整合性を図る
-----	---

## 5 教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により，平成27年度から地方公共団体の長は教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとする改正されました。

ただし，地方公共団体の長が，総合教育会議（長と教育委員会の協議の場）において教育委員会と協議・調整し，教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には大綱を定める必要はないことから，本市においても，去る5月22日に総合教育会議を開催し，第2期教育振興基本計画をもって教育大綱に代えるとの結論に至りました。

## 6 計画策定に向けた体制について

- (1) 第2期教育振興基本計画策定委員会  
計画原案を策定するため，学識経験者や学校関係者など17名以内で構成
- (2) 教育振興基本計画策定本部  
市長を本部長，副市長及び教育長を副本部長とし，部長級職員で構成
- (3) 教育振興基本計画策定本部幹事会  
教育委員会管理部長を委員長とし，課長級職員で構成

## 7 策定委員会の予定

- |         |   |
|---------|---|
| 27年6月上旬 | 第1回：アンケート調査項目の提示，策定スケジュール，意見交換ほか            |
| 9月上旬    | 第2回：アンケート結果報告，第1期計画の検証，第2期芦屋市教育振興計画骨子案の提示ほか |
| 10月中旬   | 第3回：教育振興基本計画素案の提示ほか                         |
| 11月中旬   | 第4回：教育振興基本計画素案に対する意見交換ほか                    |
| 28年1月下旬 | 第5回：パブコメの結果，最終計画原案の提示・確認ほか                  |
| 3月上旬    | 最終原案  |

※詳細は資料5に記載